

年次報告書

令和元年12月

参議院情報監視審査会

目 次

1	報告書の趣旨及び対象期間	1
2	審査会の任務・権限等	
	(1) 審査会の組織等	1
	(2) 審査会の任務・権限等	2
3	審査会の活動経過等	
	(1) 活動経過の概要	3
	①第197回国会（臨時会）	3
	②第198回国会（常会）	3
	③第199回国会（臨時会）	4
	(2) 調査の経過及び結果	4
	①調査の概要	4
	②調査の経過	6
	③主な指摘事項	20
	(3) 審査の経過及び結果	22
	(4) 特定秘密の提出・提示の要求	22
	(5) 勧告	22
	資料	23

1 報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている。本報告書は、この規定に基づく報告であり、平成30年12月1日から令和元年8月31日まで行われた活動を対象としている。

2 審査会の任務・権限等

（1）審査会の組織等

審査会は、8名の委員で組織される¹（審査会規程第2条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て²、本会議の議決により選任される³（同第3条）。会長は、審査会において委員により互選される（同第7条）。

委員は、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出され、又は提示された特定秘密につい

1 資料1参照。

2 対象期間中の委員の会派構成は、以下のとおりである。

（平30.12.1～）

自由民主党・国民の声4、公明党1、立憲民主党・民友会1、

国民民主党・新緑風会1、日本共産党1

（平31.1.28～）

自由民主党・国民の声4、国民民主党・新緑風会1、

立憲民主党・民友会・希望の会1、公明党1、日本維新の会・希望の党1

（令元.8.1～）

自由民主党・国民の声4、立憲民主党・民友会・希望の会1、公明党1、

国民民主党・新緑風会1、日本維新の会1

3 第198回国会（常会）召集日の平成31年1月28日、本会議において委員1名が辞任し、新たに委員1名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。

第199回国会（臨時会）召集日の令和元年8月1日、本会議において委員7名の辞任が認められ、欠員となっていた委員1名分を併せて新たに委員8名が選任された。同日、新たに選任された委員のうち7名は宣誓を行った。8月5日、本会議において委員1名の議員辞職が許可され、欠員となったため、新たに委員1名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。

なお、詳細は資料23参照。

て、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う（審査会規程第4条第1項）。

委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる（審査会規程第16条）。また、審査会に審査を要請した委員会又は調査会の委員長又は調査会長及び2名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長は承認不要）、審査会に出席し、発言することができる（同第17条）。

また、審査会の事務を処理させるため事務局を置き（審査会規程第31条）、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法（昭和22年法律第79号）第102条の18）。

（2）審査会の任務・権限等

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する（国会法第102条の13）。

審査会は、調査のため、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第19条の規定による政府の報告を受けるほか（国会法第102条の14）、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることなどができる（同法第102条の15第1項等）。調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨を勧告でき、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる（同法第102条の16）。

審査会は、審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることなどができる（国会法第102条の17第2項等）。審査の結果、必要があると認めるときは、議院等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨などの勧告をすることができる（同法第102条の17第5項等）（資料2参照）。

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

① 第197回国会（臨時会）

年月日 回次	概要
平成30.12.6(木) (第1回)	<ul style="list-style-type: none">・平成29年年次報告書案を平成29年年次報告書として議長に提出することを決定・平成29年年次報告書についての本会議における報告を申し出ることを決定 (伊達参議院議長及び郡司参議院副議長出席)・内規1件の改正を決定

② 第198回国会（常会）

年月日 回次	概要
平成31.1.31(木) (第1回)	<ul style="list-style-type: none">・内閣官房及び警察庁の特定秘密の提示を要求することを決定・国家安全保障会議、内閣官房(国家安全保障局)、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定の状況等について、説明聴取・質疑
平成31.2.14(木) (第2回)	<ul style="list-style-type: none">・内閣官房(内閣情報調査室、内閣衛星情報センター)及び警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑
平成31.3.1(金) (第3回)	<ul style="list-style-type: none">・国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の指定の状況等について、説明聴取・質疑
令和元.5.31(金) (第4回)	<ul style="list-style-type: none">・公安調査庁及び海上保安庁の特定秘密の提示を要求することを決定・「情報公開・個人情報保護審査会に対する特定秘密の提示状況」及び「本審査会に対する特定秘密の提供の在り方」について、内閣官房(国家安全保障局、内閣情報調査室)から説明聴取・質疑

令和元.6.19(水) (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑 ・国家安全保障会議及び防衛省に対する特定秘密提示要求の動議が提出され、否決
令和元.6.26(水) (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮腰国務大臣に対し特定秘密保護制度全体について、内閣府独立公文書管理監に対し特定秘密の指定・解除及び特定行政文書の管理の適正確保のための検証・監察について、締めくくり的な質疑

③第199回国会（臨時会）

年月日 回次	概要
令和元.8.1(木) (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長互選

※ 調査の詳細については、(2) ②調査の経過を参照。

(2) 調査の経過及び結果

①調査の概要

審査会の調査は、国会法第102条の13に定める設置の趣旨に鑑み、原則として、「行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査」を議題として行っている。そして、審査会では毎年政府から提出される「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」⁴（以下「政府の年次報告」という。）（資料18参照）を踏まえ、調査を進めている。

平成29年11月から令和元年6月までは、政府の年次報告（平成29年5月19日）を踏まえ、調査を行った。うち平成30年11月までの調査内容は、本審査会の平成29年年次報告書⁵で取りまとめ、それ以降の調査内容は本報告書で取りまとめている。

平成30年11月までの調査では、政府の年次報告について、上川

4 特定秘密保護法第19条の規定により、政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。

5 対象期間は、平成29年5月1日から平成30年11月30日まで。

国務大臣⁶からの概要説明聴取及び内閣情報調査室からの補足説明聴取・質疑を行い、内閣府独立公文書管理監⁷が公表した「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」⁸（平成29年5月19日）について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑を行うなど、鋭意調査を進めた。そして、平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関から全般的な説明を聴取し、審査会が抽出した9行政機関の計64件⁹の特定秘密の指定又は解除の状況について質疑を行った結果、各行政機関の特定秘密の指定が適正に行われているか判断するためには、実際に当該特定秘密の提示を受け、その内容を確認する必要があるとの見解に至った。

そこで、平成30年12月以降の調査では、提示を受けることについて委員間の意見が一致した特定秘密について、提示を要求する議決を行い¹⁰、後日、当該特定秘密の提示を受けて（資料5参照）政府から説明を聴取し、質疑を行った。また、特定秘密の指定の状況等について、各行政機関から改めて詳細な説明を聴取した上で、質疑を行った¹¹（資料6参照）。特定秘密の提示をめぐり、審査会において活発な議論が行われる中、6月19日には立憲、民主及び維希を代表して、立憲の委員から、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の提示を要求する動議が提出されたが、

-
- 6 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣。
- 7 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日（平26.12.10）に設置された。
- 8 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）V5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。
- 9 9行政機関64件の内訳は、国家安全保障会議2件、内閣官房14件、警察庁21件、総務省1件、公安調査庁11件、外務省6件、海上保安庁1件、防衛省5件、防衛装備庁3件である。
- 10 1月31日は内閣官房及び警察庁、5月31日は公安調査庁及び海上保安庁の特定秘密について、提示要求を行った。
- 11 1月31日は国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁に、3月1日は国家安全保障会議及び防衛省に対し、質疑を行った。

採決の結果、否決された。

そして、6月26日に開かれた審査会では、これまでの調査を踏まえ、宮腰国務大臣¹²に対しては特定秘密保護制度全体について、内閣府独立公文書管理監に対しては特定秘密の指定・解除及び特定行政文書の管理の適正確保のための検証・監察について、締めくくり的な質疑が行われた。

②調査の経過

○平成31年1月31日（木）第1回審査会

（a）特定秘密の提示要求

内閣総理大臣及び警察庁長官に対する特定秘密の提示要求を議決した。

（b）特定秘密の指定の状況等について説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、国家安全保障会議¹³、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密指定書計15件（資料6参照）について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（i）国家安全保障会議

〈識別番号安－2について〉

【説明の概要】

- ・ 安－2の対象情報は、政府最高首脳間の率直な議論を経て得られたものであり、政策を議論する政府の閣僚級の会議としては他に類を見ないほど機密性の高い内容である。また、特定の国、地域などを念頭に置いた我が国の安全保障政策の核心が記載されており、極めて機微なものである。
- ・ 国家安全保障会議は、その議論の内容が極めて限られた関係者間でのみ共有されることを前提に、機微な内容を含む議論を実施しており、議論の内容について

12 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣。

13 国家安全保障会議の特定秘密に係る説明・答弁は、国家安全保障会議の事務局である内閣官房（国家安全保障局）が行っている。

はその共有を極めて限定的とするなど、他に類を見ないほど機密性が高いものとして扱っている。

- ・ 審査会から当該特定秘密の提示を求められた場合でも、それを提示することは困難である。

【主な質疑事項】

- ・ 審査会は、情報保全に特別な措置を講じた上で特定秘密の指定の適否について議論しており、安－２のみならず、国家安全保障会議の他の特定秘密も提示してもらいたい。

(ii) 内閣官房（国家安全保障局）

〈識別番号官－56、57について〉

【説明の概要】

- ・ 特定秘密に指定されている情報は、いずれも他に類を見ないほど機密性の高いものである。
- ・ 審査会から両特定秘密の提示を求められた場合、いずれも提示することは困難である。

【主な質疑事項】

- ・ 過去の国会において、特定秘密を国会に提示できない理由として、「極めて機微なものは国会に提示できない」と答弁したことはあるのか。
- ・ 官－56、57の指定書中、「対象情報」の部分全体が不開示情報とされているが、一部でも開示した場合に、どのような影響があるのか。

(iii) 警察庁

〈識別番号警－26、27、29について〉

【説明の概要】

- ・ 警－26、27は、審査会の求めがあれば、提示可能である。
- ・ 警－29は、現在、情報提供元の外国機関に対し、提示の可否について照会を行っている。

【主な質疑事項】

- ・ 過去の審査会において、警察庁は、相手国・機関との信頼関係もあり、特定秘密の提示の可否の照会には慎重な姿勢であったはずだが、考え方を改めたのか。

(iv) 公安調査庁

〈識別番号公-11～14について〉

【説明の概要】

- ・ 現在、情報提供元の複数の機関に対し、提示の可否について順次照会を行っている。

【主な質疑事項】

なし

(v) 外務省

〈識別番号外-40、41について〉

【説明の概要】

- ・ 外-40の特定秘密を提示すれば、人的情報源等の重大な利益が損なわれるおそれ、対象組織において情報保全強化の措置が講じられるおそれ、当該人的情報源から情報を収集する業務が停滞するおそれがある。
- ・ 外-41についても、外国の政府又は国際機関から提供された極めて機微な情報が記載されており、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用維持の観点から、提示すれば、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- ・ 審査会から両特定秘密の提示を求められた場合、いずれも提示することは困難である。

※ 上記説明のほか、外-40に係る特定秘密文書等の取扱者に係る説明がなされた（詳細は会議録上、特に秘密を要する部分に該当するため非公開。）。

【主な質疑事項】

- ・ 外－40の対象情報に関して、人的、物的な保全措置をどのように行っているのか。
- ・ 国際テロリズムに関する人的情報源の保全措置については、外務省の総合外交政策局以外でも講じているのか。

(vi) 海上保安庁

〈識別番号海－16について〉

【説明の概要】

- ・ 審査会への提示の可否について、現在、情報提供元へ照会を行うための日程調整を行っているところである。

【主な質疑事項】

- ・ 照会を行うのはいつ頃になるのか。

(vii) 防衛省

〈識別番号防－282について〉

【説明の概要】

- ・ 防－282は、自衛隊が防衛、警備等計画を立案するに当たって、日本の国内外でいかなる脅威、いかなる事態が生起し得るかといったことについて予測、分析して記述したものであり、計画の内容は、極めて厳格に管理されているものである。
- ・ 防－282は、統合幕僚長が作成する防衛、警備等計画に資するために情報本部が実施する情勢に関する見積りに限られ、これ以外の目的で作成される情報本部の情勢分析等は含まれていない。また、同様の指定は年度を区切って毎年度行っている。
- ・ 防－282の指定の範囲は明確であり、審査会に提示を行わなくても、その概要等について丁寧に説明すれば、審査会において制度運用の妥当性等を検証していただくことは可能と考えている。

【主な質疑事項】

- ・ 防衛省の説明を全て受け入れると、情報監視審査会は不要のように思えてくるが、そのように考えているのか。

(viii) 防衛装備庁

〈識別番号装－15について〉

【説明の概要】

- ・ 装－15に関し、平成30年6月8日の審査会で、日豪間で情報のやり取りをした際の出席者が分かる資料を求められた。この件については、防衛装備庁又は駐日豪州大使館内の執務室において、日本側は防衛装備庁職員（課長級）、豪州側は駐日豪州大使館の職員（一等書記官）との間でやり取りされた。

【主な質疑事項】

- ・ 日豪の共同研究開発は、どのような状況なのか。プロジェクトがなくなっても、特定秘密の指定は、しばらく続くのか。

○平成31年2月14日（木）第2回審査会

(a) 提示された特定秘密についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、内閣官房（内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）及び警察庁から提示された特定秘密（資料5参照）について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

【内閣情報調査室の説明の概要】

〈識別番号官－52について〉

- ・ 官－52の情報を含む特定秘密文書のうち、審査会からの求めに該当する文書を選定し、情報提供元に本審査会への提示の可否についての照会を行い、提示を可とする回答が得られたので、本日提示した。

【主な質疑事項】

- ・ 本日提示した文書は、情報源を特定できないようにするなどの編集又は加工したものか。
- ・ 官－52の特定秘密を取り扱う職員の範囲はどの程度か。

【内閣衛星情報センターの説明の概要】

〈識別番号官－10～18（経済産業省への提供分）について〉

情報収集衛星に関する情報のうち、平成23年から平成26年の各年中に経済産業省に提供した情報が記載された文書等について説明。

【主な質疑事項】

- ・ 官－13、14について、特定秘密に指定した時期、衛星写真を撮像した時期、特定秘密文書に含まれる情報を他省から入手した時期の対応関係はどのようになっているか。
- ・ 衛星で撮影した画像、当該画像の基となる電子データ（元データ）、上記画像等を基に作成した報告書（プロダクト）の関係を伺いたい。
- ・ 元データを利用して特定秘密文書を作成する場合、どの時点で特定秘密を指定するかにより、指定の有効期間や文書の保存期間が変わるのか。
- ・ 経済産業省に提供した特定秘密は、主として特定秘密保護法別表（以下「法別表」という。）の事項の細目第2号ニに該当するとしているが、それ以外にも第1号から第4号の各号に該当しているとする理由は何か。
- ・ 本日提示した特定秘密文書は、経済産業省に提供し、同省が内閣府独立公文書管理監に廃棄協議を申し出て、同管理監が廃棄妥当と認めたものと同じか。

※ 元データに関する補足として内閣衛星情報センターより、本日提示した特定秘密文書の中には、画像情報の元データの情報は含まれていないが、指定した特定秘密の中には、本日提示のプロダクト、画像そのもの、元データも全て含まれる旨の説明があった。

【内閣衛星情報センターの説明の概要】

〈識別番号官－５～１８（警察庁への提供分）について〉

情報収集衛星に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等について説明。

【主な質疑事項】

- ・ コンピューターにある画像の元データは、撮像した年ごとに特定秘密の指定をしているのか。
- ・ 警察庁は「他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定を解除する場合、提供元の行政機関と協議する」と述べているが、当該協議を行うことの法的根拠は存在するのか。
- ・ 経済産業省が提供を受けた特定秘密について、経済産業省が内閣府独立公文書管理監に対し廃棄の協議を行った際に、同管理監は提供元の内閣衛星情報センターに同一のものが存在することを実際に確認したのか。
- ・ 分析して得られた情報以外に電磁的に記録されたものを写真などにプリントアウトしたものが存在するのか。
- ・ 情報収集衛星が脅威にさらされたことはあるか。また、専門的な分析を行う職員の能力向上やマンパワー確保に向けた今後の課題は何か。

【警察庁の説明の概要】

〈識別番号警－２～１２について〉

- ・ 本日提示した特定秘密文書は内閣衛星情報センターが先ほど提示したものと同内容である。これらの特定秘密

は、平成16年から平成26年に内閣衛星情報センターが情報収集衛星等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けたものを指定している。

- ・ 警察庁としては、特定有害活動やテロリズム等への対策等、警察の所掌事務上有益な衛星画像の提供を内閣衛星情報センターから受けているところである。
- ・ 今回提示した文書についても、警察が大量破壊兵器関連物資等の拡散対策に取り組み、特定有害活動の防止の観点から情報収集や分析を行っており、それに資するものとして提供を受けたものである。

【主な質疑事項】

- ・ 警察庁として、仮に指定書に記載されている法別表の事項の細目の一つに該当しなくなった場合には、情報提供元の内閣衛星情報センターが、他の法別表の事項の細目に該当するとして指定していても、指定を解除するという理解でよいか。その場合、情報提供元の内閣衛星情報センターに対し、解除する前に照会するのか。照会するのであれば、当該照会の法的根拠は何か。
- ・ 他の行政機関から提供を受けた情報の取扱いに関しては、特定秘密保護法第20条の趣旨等を踏まえ、情報提供元と協議するということだが、指定の要件を欠くに至ったときは解除すると規定する同法第4条第7項との関係をどう考えるのか。
- ・ 内閣衛星情報センターと警察庁では、同じ内容なのに法別表の事項の細目が異なっている。両者で調整してそろえるべきではないか。
- ・ 警察庁は内閣衛星情報センターに対し、大量破壊兵器関連の情報をどの範囲まで求めるのか。

○平成31年3月1日（金）第3回審査会

（a）特定秘密の指定の状況等について説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密指定書計2件（資料6参照）について、再度、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（i）国家安全保障会議

〈識別番号安－2について〉

【説明の概要】

- ・ 国家安全保障会議の議論の結論は、政府最高首脳間の率直な議論を経て得られたものであり、政策を議論する政府の閣僚級の会議としては他に類を見ないほど機密性の高い内容である。また、特定の国、地域等を念頭に置いた我が国の安全保障政策の核心が記載されており、極めて機微なものである。
- ・ 国家安全保障会議は、その議論の内容が極めて限られた関係者間でのみ共有されることを前提に、機微な内容を含む議論を実施しており、議論の内容については、他に類を見ないほど機密性が高いものとして取り扱っている。
- ・ 審査会から当該特定秘密の提示を求められた場合でも、それを提示することは困難である。

【主な質疑事項】

- ・ 極めて機微なものであるため、本審査会に提示できないとする政府の説明は、特定秘密保護法案審査時、保護措置が講じられた国会に対して提示できない事例として示した答弁にはなかったものである。新たな事例を追加したのか。
- ・ 平成27年10月、総務省の情報公開・個人情報保護審査会が、国家安全保障会議の議事録等の開示請求に対する不開示決定を受けた不服申立て審査のため、本件対象文書の見分を行っているが、当該見分において、国家安全保障会議は指定する特定秘密を提示した

のか。提示したのであれば、同審査会に提示する一方で、本審査会に提示できない理由は何か。

(ii) 防衛省

〈識別番号防－282について〉

【説明の概要】

- ・ 防－282は、統合幕僚長が防衛、警備等に関する計画を作成する際に、個別具体の計画作成に当たって情報本部が必要に応じて行うこととされている内外の諸情勢に関する見積りである。これは公にしていない情報であり、かつ公となることで自衛隊が防衛、警備等の事態に対処するに当たっての考慮要素が明らかとなり、自衛隊の任務遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要な情報であると考えている。

【主な質疑事項】

- ・ 本審査会が提示を求めても、提示は困難と考えているようだが、その理由は何か。
- ・ 答弁中、特定秘密の中でも特に重いものがあるとの発言があったが、それは、特定秘密保護法成立時における立法者の意思として示されているのか。
- ・ 本審査会は保護措置を講じており、これまでも秘密の漏えいを起こしていない実績がある。防衛省は、本審査会の委員が特定秘密を漏えいすると考えているのか。

○令和元年5月31日（金）第4回審査会

(a) 特定秘密の提示要求

公安調査庁長官及び海上保安庁長官に対する特定秘密の提示要求を議決した。

(b) 懸案事項についての説明聴取・質疑

懸案事項となっている「情報公開・個人情報保護審査会に対する特定秘密の提示状況」及び「本審査会に対する特定秘

密の提供の在り方」について、政府参考人（内閣官房（国家安全保障局、内閣情報調査室））から説明を聴取した後、質疑を行った。

【国家安全保障局の説明の概要】

〈情報公開・個人情報保護審査会に対する特定秘密の提示状況〉

- ・ 情報公開・個人情報保護審査会における不服申立ての審理では、国家安全保障会議が指定する特定秘密（特定秘密文書である国家安全保障会議の議事の記録）を提示している。
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第2項によれば、同審査会が諮問庁に対し行政文書の提示を求めたとき、諮問庁はこれを拒めないため、同法上の規定及び特定秘密保護法第10条第1項第3号に従って行政文書の提示を行っている。このため、特定秘密の提示に関し、情報公開・個人情報保護審査会と情報監視審査会への対応に差異が生じる。

【主な質疑事項】

- ・ 安－2について、国家安全保障会議の会議で出席大臣に提供された情報、会議中に出席大臣が述べた意見、会議の議事録等、結論以外のところに特定秘密が含まれることはあり得るのか。
- ・ 会議中の出席大臣の発言の中に、これまで特定秘密がなかった理由は何か。

【内閣情報調査室の説明の概要】

〈本審査会に対する特定秘密の提供の在り方〉

- ・ 特定秘密保護法第10条第1項第1号に基づく情報監視審査会に対する特定秘密の提供に関し、行政機関がどのような場合に提供することが困難と判断できるかについてだが、保護措置の講じられている審査会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としてはこれを尊重し、国会法等の規定に基づき適切に対応す

べきものと考えている。この場合において、特定秘密の提供が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」とは認められないと行政機関の長が判断するときは、提出を拒否することになる。

- ・ 国会への特定秘密の提供の適否については、個別具体的に判断する必要がある、提供を拒否することが見込まれる事例をあらかじめ全て示すことは困難である。

【主な質疑事項】

なし

○令和元年6月19日（水）第5回審査会

（a）提示された特定秘密についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密（資料5参照）について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

【公安調査庁の説明の概要】

〈識別番号公-12について〉

- ・ 本文書は、審査会に提示することについて、提供元である外国政府機関から了承を得たものである。
- ・ 本文書は、平成27年8月に外国政府機関から提供を受けた文書そのものであり、提供元より開示しないよう要請があった部分については不開示（黒塗り）としている。

【主な質疑事項】

- ・ 政府は、自動的に特定秘密文書全体が特定秘密に該当するのではなく、文書の中でも特定秘密に該当する部分と該当しない部分に区分されることがあり得るという考えで、特定秘密該当部分を表示することにしてはいたはずである。不開示（黒塗り）部分以外の部分で、特定秘密に該当する箇所を具体的に示されたい。

- ・ こうした情報を入手するためには行政機関の取組として何が重要と考えているか。また、情報提供の結果、問題が解決できた場合の提供元に対する我が国の謝意の表し方はどうなっているのか。
- ・ 本文書記載の事案は解決していると考えるが、特定秘密として指定を続ける理由は何か。

【海上保安庁の説明の概要】

〈識別番号海－16について〉

平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報について説明。

- ・ 本文書を審査会に提示することについて、提供元から承諾を得ている。

【主な質疑事項】

- ・ 本文書に記載されている内容は、公知の情報ではないか。
- ・ 指定の有効期間を3年とした理由は何か。

(b) 特定秘密提示要求の動議

数次にわたり、指定の状況等について説明聴取・質疑を行ってきた国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密（安－2、防－282）について、立憲、民主及び維希を代表して、立憲の委員から、内閣総理大臣に対し国家安全保障会議の特定秘密を、また、防衛大臣に対し防衛省の特定秘密を、それぞれ本審査会に提示するよう議長を經由して要求することの動議が提出された。

自民及び公明を代表して自民の委員から反対の討論が、立憲、民主及び維希を代表して民主の委員から賛成の討論がそ

れぞれ行われた後、採決の結果、本動議は否決された（動議の対象となった特定秘密は31頁及び41頁参照）。

【動議の採決結果】

賛成：立憲、民主、維希

反対：自民、公明

○令和元年6月26日（水）第6回審査会

（a）宮腰国務大臣に対する締めくくりの質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、宮腰国務大臣に対し、平成29年調査における締めくくりの質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密に指定されるべき情報が、省庁の内規で管理される「極秘」や「秘」にされているケースがあるのではないか。違いを明確化するとともに、特定秘密の指定が意図的に外されていないかチェックする必要があるのではないか。
- ・ 従来、政府は特定秘密を国会に提供できない場合の理由として、サードパーティールールや人的情報源を挙げていたが、今会期の審議ではそれ以外に、特に機微であるという理由を挙げています。政府の統一見解として、保護措置が講じられた国会にも特定秘密が提供できない理由として、新たに「特に機微であること」が加わったのか。
- ・ 今後も政府には、審査会から指摘された疑問や課題について、真摯な対応をお願いしたい。

（b）内閣府独立公文書管理監に対する締めくくりの質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、内閣府独立公文書管理監に対し、平成29年調査における締めくくりの質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密の指定件数が年々増加する中、内閣府独立公文書管理監には一般行政文書のチェック機能も追加され、業務量は格段に増加している。①人員の面で万全な体制を確保できているか、②検証・監察の手法について課題等があるか、③検証・監察の実効性を高める必要性和その具体策、の3点について伺いたい。
- ・ 保存期間1年未満に設定された特定秘密文書の妥当性をめぐり、どのように対応しているか。

③主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会が行政機関に当該適否を判断するための説明を求めた場合には、説明を求める理由を十分に理解し、的確に説明するなど真摯に対応すること。
- 本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求めた場合には、真摯かつ適切に対応するとともに、例外的に、提供の求めに応じられないと判断する場合には、その判断の理由について本審査会の理解が得られるよう、十分かつ明確に説明すること。
- 特定秘密の指定の法的要件の一つである情報の「非公知性」に関しては、各行政機関において厳格に判断することが重要であるところ、情報の性格上、公知・非公知を即座に判別し難い場合もあることから、個々の特定秘密の非公知性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明すること。
- 特定秘密の保護のためには、特定秘密を取り扱う各行政機関が、特定秘密文書中の特定秘密に該当する箇所を的確に認

識し、当該箇所にて特定秘密である旨明確な表示を付すことが重要であり、こうした取組を確実に行うこと。

- 各行政機関が特定秘密の指定の有効期間を設定又は延長する際には、適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする運用基準に従うとともに、本審査会や独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下同じ。）が有効期間の説明を求めた場合には、十分な根拠をもって説明できるようにすること。

また、独立公文書管理監は、各行政機関における指定の有効期間の適切性についても引き続き厳格な検証・監察を行い、その結果を報告すること。

- 保存期間1年未満の特定秘密文書の検証・監察の実施や、多くの特定秘密が指定の有効期限を迎えること等に伴い、独立公文書管理監の検証・監察業務に影響が生ずることを踏まえ、検証・監察に係る新たな手法の導入や、独立公文書管理監の分析能力向上を図るための取組などを積極的に行い、検証・監察の実効性を高めるとともに、必要に応じて人的資源の拡充を図るなど、検証・監察の体制を整備すること。

また、各行政機関による特定秘密の指定等の状況に関して、検証・監察の過程で独立公文書管理監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。

- 本審査会が昨年12月に参議院議長へ提出した年次報告書においても、特定秘密文書の他の行政機関等への提供状況を的確に把握して記録することや、特定秘密指定書等について、明確かつ具体的に記載するとともに、その内容を変更した際には、その旨を速やかに本審査会に通知することなど、行政機関の特定秘密の指定等に関する指摘を行っているところ、政府全体で当該指摘に対する取組を進め、その結果を逐次本審査会に報告すること。

- 特定秘密保護法の施行後5年が経過し、いわゆる政府の統一運用基準の見直しの時期を迎えているところ、本審査会の

指摘に対する政府の取組については、可能な限り、当該運用基準の見直し等を通じて明確なルール化を図り、各行政機関の統一的な対応が実現するよう努めるとともに、見直し後の運用基準の内容について、本審査会に報告すること。

(3) 審査の経過及び結果

対象期間中において、議院等からの特定秘密の提出の求めに係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の2等）はなかった。

(4) 特定秘密の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を求めることができるとされている（国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等）。

対象期間中の調査では、平成31年1月31日、内閣総理大臣に対し内閣官房（内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）の特定秘密、警察庁長官に対し警察庁の特定秘密の提示をそれぞれ要求し、2月14日、両行政機関から当該特定秘密の提示を受けた。また、令和元年5月31日、公安調査庁長官に対し公安調査庁の特定秘密、海上保安庁長官に対し海上保安庁の特定秘密の提示をそれぞれ要求し、6月19日、両行政機関から当該特定秘密の提示を受けた（提示を受けた特定秘密の概要については、資料5参照。）。

(5) 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、制度の運用についての改善勧告（国会法第102条の16第1項）、審査の結果に基づき必要があると認めるときは、報告又は記録の提出をすべき旨の勧告（同法第102条の17第5項）等を行うことができるとされているが、対象期間中においてはいずれの勧告も行っていない。

【資料】

(資料1) 委員名簿	25
(資料2) 審査会の「調査」と「審査」	26
(資料3) 国会法、審査会規程等による保護措置	27
(資料4) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像	28
(資料5) 提示を受けた特定秘密一覧	29
(資料6) 審査会で説明聴取・質疑を行った特定秘密指定書に記載の対象情報一覧	31
(資料7) 特定秘密の指定件数	42
(資料8) 特定秘密の指定の解除の状況	42
(資料9) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況	42
(資料10) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数	43
(資料11) 各行政機関における適性評価の実施件数	44
(資料12) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数	45
(資料13) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数	45
(資料14) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	45
(資料15) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数	46
(資料16) 適性評価に関する改善事例	46
(資料17) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	47
(資料18) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	
(1) 平成29年5月19日閣議決定、国会提出分	48
(2) 平成30年5月18日閣議決定、国会提出分	50
(3) 令和元年6月7日閣議決定、国会提出分	51
(資料19) 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	
(1) 平成29年5月19日内閣総理大臣報告、公表分	54
(2) 平成30年6月22日内閣総理大臣報告、公表分	55
(3) 令和元年6月6日内閣総理大臣報告、公表分	56
(資料20) 特定秘密保護法のポイント	58
(資料21) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子	59
(資料22) 特定秘密保護法別表の事項の細目	60
(資料23) 関連年表	63

【関連条文】

○国会法（昭22法79）（抄）	66
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）	69
○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	71
○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決、令和元年6月26日改正）	72
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日	

参議院情報監視審査会決定)	76
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日 参議院情報監視審査会会長決定、平成30年12月6日改正)	77
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件(平成27年6月17日 参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正)	85
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領 (平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正)	88
○秘密保全の「申合せ」(平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意)	88
○不開示情報の「申合せ」(平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意) ..	90
○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ (平成29年8月31日参議院議院運営委員会理事会合意)	90
○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への 対応要領(平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定)	91
○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱(平成30年12月6日 参議院情報監視審査会会長決定)	93
○特定秘密の保護に関する法律(平25法108)(抄)	96
○特定秘密の保護に関する法律施行令(平26政336)(抄)	103
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るため の基準(平成26年10月14日閣議決定)(抄)	105
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平11法42)(抄)	112
○公文書等の管理に関する法律(平21法66)(抄)	113

(資料1) 委員名簿

会長	中曾根 弘文 (自民)	江島 潔 (自民)	大野 元裕 (民主)
	井原 巧 (自民)	谷合 正明 (公明)	仁比 聡平 (共産)
	猪口 邦子 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	

(平成30年12月1日現在)

会長	中曾根 弘文 (自民)	江島 潔 (自民)	谷合 正明 (公明)
	井原 巧 (自民)	大野 元裕 (民主)	石井 章 (維希)
	猪口 邦子 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	

(平成31年1月28日現在)

会長	中曾根 弘文 (自民)	堀井 巖 (自民)	大野 元裕 (民主)
	猪口 邦子 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	清水 貴之 (維新)
	江島 潔 (自民)	谷合 正明 (公明)	

(令和元年8月1日現在)

会長	中曾根 弘文 (自民)	堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)
	猪口 邦子 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	清水 貴之 (維新)
	江島 潔 (自民)	谷合 正明 (公明)	

(令和元年8月5日現在)

※ 会派の正式名称は次のとおり。

自民：自由民主党・国民の声

立憲：立憲民主党・民友会（～平31.1.24）、立憲民主党・民友会・希望の会（平31.1.24～）

民主：国民民主党・新緑風会

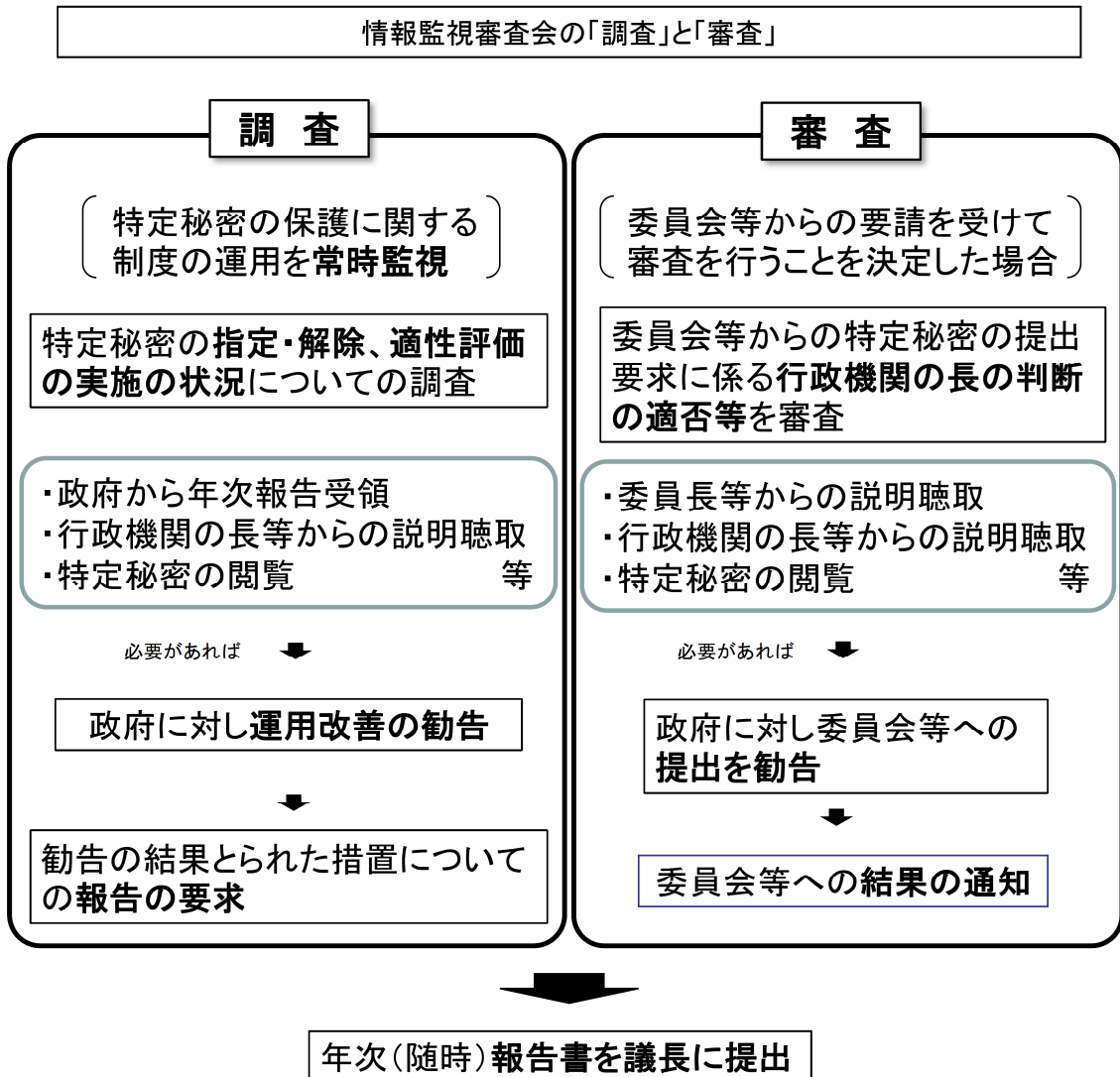
公明：公明党

維希：日本維新の会・希望の党（～令元.7.30）

維新：日本維新の会（令元.7.30～）

共産：日本共産党

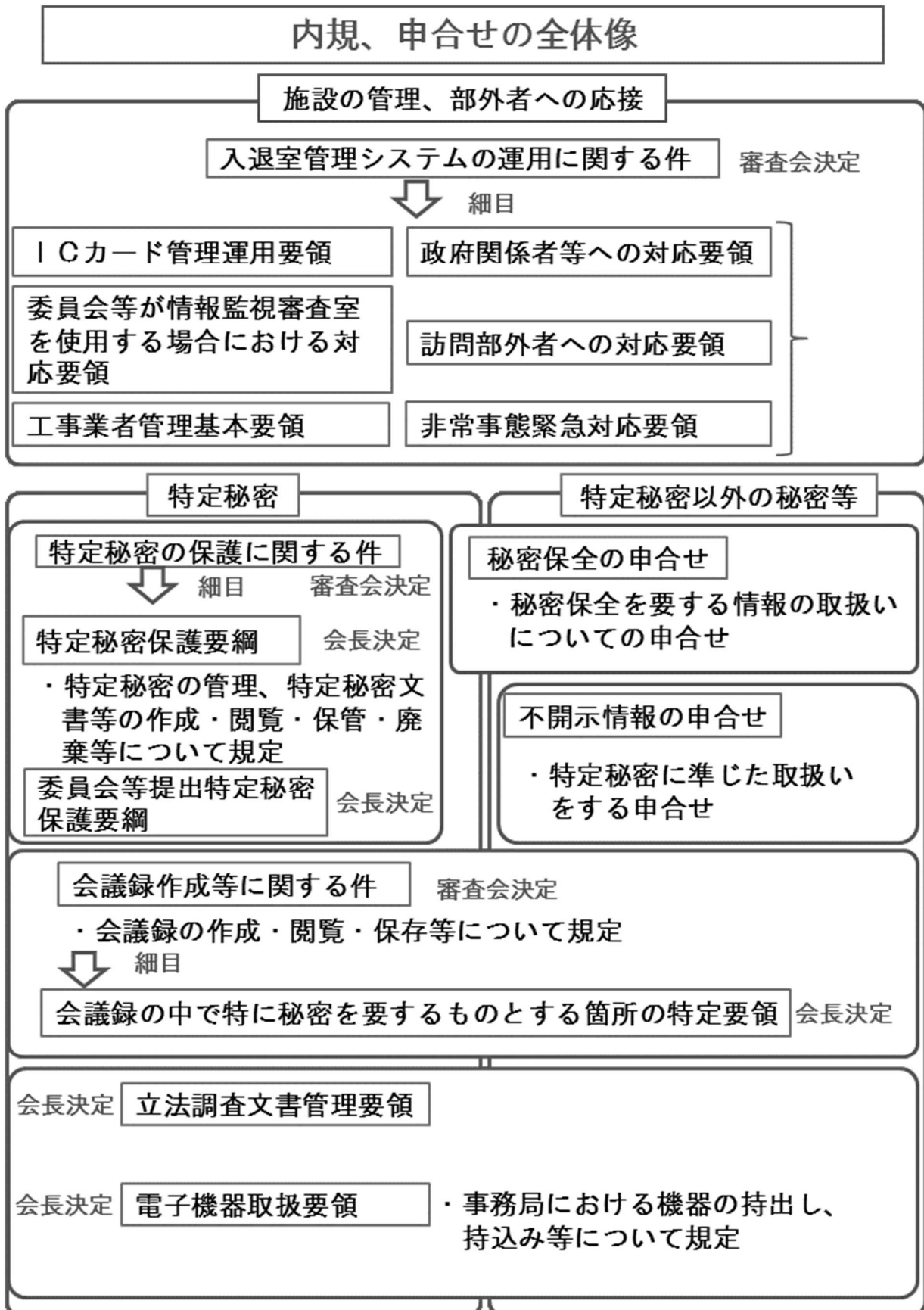
(資料2) 審査会の「調査」と「審査」



(資料3) 国会法、審査会規程等による保護措置

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 (本会議の議決により選任)	審査会規程第3条第1項 審査会規程第3条第3項 審査会規程第6条
宣誓 (他に漏らさないことを誓う旨の宣誓)	審査会規程第4条第1項(委員) 審査会規程第4条第2項(審査を要請した委員長等)
会議の非公開	特定秘密保護法第10条第1項第1号イ 国会法第102条の15第2項(調査) 国会法第102条の17第3項(審査) 議院証言法第5条の3第3項(審査) 審査会規程第26条
会議録の非公表	審査会規程第29条第4項(各議員には提供しない) 審査会規程第30条(閲覧制限)
会議室 (特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置)	審査会規程第11条(情報監視審査室)
特定秘密の利用者・知得者の制限	国会法第102条の19(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員) 議院証言法第5条の4(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員)
特定秘密の保管	審査会規程第27条(情報監視審査会が保管)
特定秘密の閲覧制限	審査会規程第28条
職員に対する適性評価	国会法第102条の18

(資料4) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



(資料5) 提示を受けた特定秘密一覧

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密文書の内容	提示要求 議決日	行政機関	提示日
02g-201501-003-2^b-001 (官-52)	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられる情報が記載された文書等	平成 31. 1. 31	内閣官房 (内閣情報調査室)	平成 31. 2. 14
02g-201412-007-2=-007、 02g-201412-008-2=-008、 02g-201412-009-2=-009、 02g-201412-010-2=-010、 02g-201412-011-2=-011、 02g-201412-012-2=-012、 02g-201412-013-2=-013、 02g-201412-014-2=-014、 02g-201412-015-2=-015 (官-10~18)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成23年から平成26年の各年中に経済産業省に提供した情報が記載された文書等	平成 31. 1. 31	内閣官房 (内閣衛星情報センター)	平成 31. 2. 14
02g-201412-002-2=-002、 02g-201412-003-2=-003、 02g-201412-004-2=-004、 02g-201412-005-2=-005、 02g-201412-006-2=-006、 02g-201412-007-2=-007、 02g-201412-008-2=-008、 02g-201412-009-2=-009、 02g-201412-010-2=-010、 02g-201412-011-2=-011、 02g-201412-012-2=-012、 02g-201412-013-2=-013、 02g-201412-014-2=-014、 02g-201412-015-2=-015 (官- 5 ~18)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等	平成 31. 1. 31	内閣官房 (内閣衛星情報センター)	平成 31. 2. 14

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密文書の内容	提示要求 議決日	行政機関	提示日
19-201412-002-3a-001、 19-201412-003-3a-002、 19-201412-004-3a-003、 19-201412-005-3a-004、 19-201412-006-3a-005、 19-201412-007-3a-006、 19-201412-008-3a-007、 19-201412-009-3a-008、 19-201412-010-3a-009、 19-201412-011-3a-010、 19-201412-012-3a-011 (警-2~12)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁が内閣衛星情報センターから提供を受けた情報が記載された文書等	平成 31. 1. 31	警察庁	平成 31. 2. 14
10-201501-002-4pb-001 (公-12)	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	令和 元. 5. 31	公安調査庁	令和 元. 6. 19
16-201501-001-2ab-001 (海-16)	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報	令和 元. 5. 31	海上保安庁	令和 元. 6. 19

**(資料6) 審査会で説明聴取・質疑を行った特定秘密指定書に記載の対象情報
一覧**

【国家安全保障会議】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
01-201501-001- 2/a(a)-001 (安-2)	外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、平成27年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの

【内閣官房】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201412-002- 2-002 (官-5)	平成16年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-003- 2-003 (官-6)	平成17年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201412-004- 2-004 (官-7)	平成18年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-005- 2-005 (官-8)	平成19年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-006- 2-006 (官-9)	平成20年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201412-007- 2-007 (官-10)	平成21年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-008- 2-008 (官-11)	平成22年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-009- 2-009 (官-12)	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201412-010- 2-010 (官-13)	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-011- 2-011 (官-14)	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-012- 2-012 (官-15)	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-013- 2-013 (官-16)	情報収集衛星光学2号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲（収集分析した場合に当該範囲が明らかになる撮像の計画又は実施状況を含む。）
02g-201412-014- 2-014 (官-17)	情報収集衛星光学3号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲（収集分析した場合に当該範囲が明らかになる撮像の計画又は実施状況を含む。）
02g-201412-015- 2-015 (官-18)	情報収集衛星光学4号機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲（収集分析した場合に当該範囲が明らかになる撮像の計画又は実施状況を含む。）

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201501-003- 2/b-001 (官-52)	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)
02b-201507-001- 2/a(d)-001 (官-56)	(全て不開示) (注)特定秘密指定管理簿上の指定に係る特定秘密の概要は以下のとおり 「特定の地域についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成27年7月に策定されたもの」
02b-201511-002- 2/a(d)-002 (官-57)	(全て不開示) (注)特定秘密指定管理簿上の指定に係る特定秘密の概要は以下のとおり 「特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成27年11月に策定されたもの」

【警察庁】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-002- 3/a-001 (警-2)	平成16年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-003- 3㍻-002 (警-3)	平成17年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-004- 3㍻-003 (警-4)	平成18年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-005- 3㍻-004 (警-5)	平成19年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-006- 3㍻-005 (警-6)	平成20年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-007- 3A-006 (警-7)	平成21中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-008- 3A-007 (警-8)	平成22年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-009- 3A-008 (警-9)	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-010- 3A-009 (警-10)	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-011-3 ^ハ -010 (警-11)	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-012-3 ^ハ -011 (警-12)	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201601-002-3 ^{Pa} -001 (警-26)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報（いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動の防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害活動の計画に関する情報 ・ 情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201601-003-4pa-001 (警-27)	<p>平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムに限る。以下同じ。）の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報（いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、テロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テロリズムの計画に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の中核の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の実行部隊の動向に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201601-005-3pb-001 (警-29)	<p>平成28年中に警察が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密の保護に関する法律の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）</p>

【公安調査庁】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
10-201501-001-3 ㍑ b-001 (公-11)	平成27年中に公安調査庁が、特定有害活動の防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-201501-002-4 ㍑ b-001 (公-12)	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-201601-001-3 ㍑ b-001 (公-13)	平成28年中に公安調査庁が、特定有害活動の防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-201601-002-4 ㍑ b-001 (公-14)	平成28年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）

【外務省】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
11-201601-0002-4 ㍑ -0001 (外-40)	平成28年中に国際テロリズムに関し外務省総合外交政策局の人的情報源となった者（国際テロリズムに関する重要な情報を入手するための者で、同局との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると総合外交政策局長が認めたものに限る。）が同局の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報（当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）
11-201601-0003-4 ㍑ b-0001 (外-41)	平成28年中に国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

【海上保安庁】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
16-201501-001- 2/b-001 (海-16) [平30.1.19指定 の有効期間延長]	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

【防衛省】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
18-201604-012- 1-a-002 (防-282)	平成28年3月31日24時から平成29年3月31日24時までの間に防衛、警備等計画の作成等に関する訓令（平成9年防衛庁内訓第7号）第5条第2項の規定に基づき実施される内外の諸情勢に関する見積り（その内容が当該見積りの一部又は全部であることが察知できない場合を除く。）

【防衛装備庁】

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
20-201510-015- 1/b-001 (装-15)	防衛省とオーストラリア（以下「豪州」という。）国防省との間の「豪州将来潜水艦事業に対する日本の支援提供に関する日本国防衛省と豪州国防省との間の取決め」に基づく次の各号に掲げる情報。 (1) 豪州国防省からSECRET又はこれと同等以上の秘密区分が付されて提供された情報。 (2) 防衛省が検討した内容のうち、豪州国防省から提供されたSECRET又はこれと同等以上の秘密区分が付された情報と推測させる情報。

(資料7) 特定秘密の指定件数

	平成28年末	平成29年末	平成30年末
国家安全保障会議	3	4	5
内閣官房	66	73	81
警察庁	29	34	38
総務省	5	6	7
法務省	1	1	1
公安調査庁	16	20	22
外務省	39	37	38
経済産業省	4	4	4
海上保安庁	17	18	19
防衛省	289	302	319
防衛装備庁	18	18	17
総数	487	517	551

(出典) 令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料8) 特定秘密の指定の解除の状況

	解除				一部解除
	平成28年	平成29年	平成30年	計	平成29年
内閣官房	0	0	0	0	1
警察庁	1	0	0	1	1
外務省	2	3	0	5	1
防衛省	2	6	0	8	2
防衛装備庁	0	0	1	1	0
計	5	9	1	15	5

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料9) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況

	平成28年	平成29年	平成30年
海上保安庁	1	0	2

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料10) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

行政機関名	平成28年末	平成29年末	平成30年末
内閣官房	83,471	92,146	104,869
内閣法制局	3	3	3
内閣府	6	1	11
警察庁	25,334	28,914	31,919
警察庁のみ保有	25,240	28,819	31,824
都道府県警察のみ保有	56	57	57
警察庁と都道府県警察が重複して保有	38	38	38
総務省	40	42	45
消防庁	1	0	0
法務省	3	4	3
公安調査庁	14,087	16,841	19,326
外務省	99,089	107,008	111,583
財務省	8	6	10
文部科学省	2	0	0
経済産業省	120	125	134
国土交通省	2,412	3,031	3,500
海上保安庁	13,285	15,439	17,438
防衛省	88,004	119,876	150,945
防衛装備庁	318	297	233
合計	326,183	383,733	440,019

注1：同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、原則として1件として計上している。

注2：防衛省においては、一部の部隊が作成した特定秘密が記録された行政文書の正本・原本が他の部隊において保管されているところ、特定秘密が記録された行政文書の計上に当たり、当該文書を現に保有する部隊において計上することとするなど、省内における計上方法の斉一性の確保を図った。これによれば、平成28年末時点は88,373件、平成29年末時点は120,928件となる。

(出典) 令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料11) 各行政機関における適性評価の実施件数

	平成28年			平成29年			平成30年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	687	289	398	570	285	285	493	300	193
内閣法制局	1	1	0	2	2	0	2	2	0
内閣府	34	34	0	65	65	0	57	57	0
宮内庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	945	945	0	916	916	0	959	959	0
警察庁	166	166	0	182	182	0	206	206	0
都道府県警察	779	779	0	734	734	0	753	753	0
金融庁	3	3	0	0	0	0	3	3	0
総務省	6	6	0	17	17	0	30	30	0
消防庁	0	0	0	18	18	0	7	7	0
法務省	11	11	0	16	16	0	15	15	0
公安審査委員会	2	2	0	1	1	0	2	2	0
公安調査庁	54	54	0	57	57	0	39	39	0
外務省	384	369	15	386	382	4	230	224	6
財務省	44	44	0	67	67	0	55	55	0
文部科学省	4	4	0	30	13	17	32	24	8
厚生労働省	19	19	0	15	15	0	13	13	0
農林水産省	0	0	0	31	31	0	13	13	0
水産庁	0	0	0	35	35	0	10	10	0
経済産業省	33	33	0	39	39	0	33	33	0
資源エネルギー庁	9	9	0	12	12	0	6	6	0
国土交通省	34	34	0	32	32	0	27	27	0
気象庁	3	3	0	10	10	0	6	6	0
海上保安庁	143	143	0	150	150	0	142	142	0
環境省	0	0	0	6	6	0	3	3	0
原子力規制委員会	7	7	0	28	28	0	4	4	0
防衛省	18,197	18,062	135	15,051	14,895	156	18,650	18,555	95
防衛装備庁	228	156	72	453	221	232	499	271	228
合計	20,849	20,229	620	18,007	17,313	694	21,330	20,800	530

注1：適性評価の実施件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。

注2：内閣法制局、宮内庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省については、特定秘密の指定権限を有していないものの、適性評価は実施している。

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料12) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数

	合計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者	
		計	内訳	計	内訳
平成28年	10	10	外務省(2)、防衛省(7)、防衛装備庁(1)	0	
平成29年	3	3	外務省(1)、資源エネルギー庁(1)、防衛省(1)	0	
平成30年	5	3	海上保安庁(1)、防衛省(2)	2	内閣官房(2)

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料13) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数

	合計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者	
		計	内訳	計	内訳
平成28年	1	1	防衛装備庁(1)	0	
平成29年	0	0		0	
平成30年	0	0		0	

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料14) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数

	計		
		行政機関の職員等	適合事業者の従業者
平成28年	0	0	0
平成29年	2	2	0
平成30年	0	0	0

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料15) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数

	計	行政機関の 職員等	適合事業者 の従業者
		平成28年	0
平成29年	0	0	
平成30年	0	0	

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料16) 適性評価に関する改善事例

平成28年、29年、30年全て改善事例の報告なし。

(出典) 平成29年5月19日、平成30年5月18日及び令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料17) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関名	平成28年末時点			平成29年末時点			平成30年末時点		
	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者
内閣官房	1,803	747	1,056	2,036	799	1,237	2,154	828	1,326
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	53	53	0	89	89	0	103	103	0
宮内庁	2	2	0	2	2	0	2	2	0
警察庁	3,136	3,136	0	3,654	3,654	0	4,185	4,185	0
警察庁	558	558	0	588	588	0	632	632	0
都道府県警察	2,578	2,578	0	3,066	3,066	0	3,553	3,553	0
金融庁	7	7	0	7	7	0	10	10	0
総務省	19	19	0	34	34	0	51	51	0
消防庁	0	0	0	15	15	0	15	15	0
法務省	30	30	0	40	40	0	52	52	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0	2	2	0
公安調査庁	160	160	0	188	188	0	216	216	0
外務省	1,449	1,397	52	1,686	1,645	41	1,756	1,710	46
財務省	92	92	0	137	137	0	163	163	0
文部科学省	17	17	0	39	25	14	60	43	17
厚生労働省	19	19	0	23	23	0	23	23	0
農林水産省	0	0	0	28	28	0	38	38	0
水産庁	0	0	0	33	33	0	36	36	0
経済産業省	57	57	0	81	81	0	96	96	0
資源エネルギー庁	14	14	0	18	18	0	18	18	0
国土交通省	70	70	0	86	86	0	88	88	0
気象庁	3	3	0	10	10	0	11	11	0
海上保安庁	404	404	0	532	532	0	634	634	0
環境省	0	0	0	6	6	0	9	9	0
原子力規制委員会	5	5	0	23	23	0	25	25	0
防衛省	103,393	102,713	680	113,986	113,280	706	117,624	116,891	733
防衛装備庁	1,593	646	947	1,756	741	1,015	2,015	842	1,173
合計	112,331	109,596	2,735	124,514	121,501	3,013	129,389	126,094	3,295

(出典) 令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料18) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

特定秘密保護法第19条及び国会法第102条の14並びに「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）V5(3)イの規定に基づき、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付した上で、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を提出することとされている。

(1) 平成29年5月19日閣議決定、国会提出分

平成29年5月19日、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して提出された報告の概要は次のとおりである。

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成28年1月1日から同年12月31日までの間

3 指定権限を有する行政機関

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、11機関23人

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

9機関・49件（行政機関別の内訳を記載）

イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、3機関・5件
- ・ 特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 有効期間を延長したのは、1機関・1件

- (3)・(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況
報告対象となる事実がない
- (5) 適性評価の実施の状況
 - ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、22機関・20,849件
(行政機関別の内訳を記載)
 - ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は10件

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

- (1) 特定秘密の指定の状況
 - ア 政府全体の指定の状況
11機関・487件
 - イ 事項別の指定の状況
(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)
 - ウ 情報の類型別の指定の状況
特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの
 - エ 指定の有効期間別の件数
5件を除き5年
 - オ 指定を解除すべき条件の設定の状況
指定を解除すべき条件を設定しているのは、5件
 - カ 各行政機関別の指定の状況
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、16機関・326,183件
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
22機関・112,331人(行政機関別の内訳を記載)

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から3件の是正の求めがあり、関係省庁において求められたとおりに対応
- ・ 内閣府独立公文書管理監からなされた特定秘密の表示に関する意見を受けて、内閣官房から通知を発出
- ・ 各議院の情報監視審査会の平成27年年次報告書における政府に対する意見・指摘について、情報監視審査会において対応方針等を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

8 有識者からの意見

(出典) 内閣官房資料

(2) 平成30年5月18日閣議決定、国会提出分

平成30年5月18日、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して提出された報告の概要は次のとおりである。

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成29年1月1日から同年12月31日までの間

3 指定権限を有する行政機関

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、11機関23人

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

- ア 政府全体の指定の状況
8機関・39件（行政機関別の内訳を記載）
- イ 事項別の指定の状況
（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）
- ウ 各行政機関の指定の状況
（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、2機関・9件
- ・ 特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 有効期間を延長したものはなかった

(3)・(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況

報告対象となる事実がない

(5) 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、24機関・18,007件
（行政機関別の内訳を記載）
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

- ア 政府全体の指定の状況
11機関・517件
- イ 事項別の指定の状況
（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

- ウ 情報の類型別の指定の状況
特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの
 - エ 指定の有効期間別の件数
6件を除き5年
 - オ 指定を解除すべき条件の設定の状況
指定を解除すべき条件を設定しているのは、174件
 - カ 各行政機関別の指定の状況
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、14機関・383,733件
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
26機関・124,514人(行政機関別の内訳を記載)

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から1件の指摘があり、当該省庁において求められたとおりに対応
- ・ 各議院の情報監視審査会における、特定秘密とそれを記録する行政文書との関係、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及びいわゆるサードパーティ・ルールに関する調査に対し説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における政府に対する意見について、対応方針等を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

8 有識者からの意見

(出典) 内閣官房資料

(3) 令和元年6月7日閣議決定、国会提出分

令和元年6月7日、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して提出された報告の概要は次のとおりである。

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成30年1月1日から同年12月31日までの間

3 指定権限を有する行政機関

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、11機関22人

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

8機関・35件（行政機関別の内訳を記載）

イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、1機関・1件
- ・ 特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 有効期間を延長したのは、1機関・2件

(3) ・(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況

報告対象となる事実がない

(5) 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、25機関・21,330件（行政機関別の内訳を記載）
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は5件

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

11機関・551件

イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 情報の類型別の指定の状況

特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの

エ 指定の有効期間別の件数

7件を除き5年

オ 指定を解除すべき条件の設定の状況

指定を解除すべき条件を設定しているのは、181件

カ 各行政機関別の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、14機関・440,019件

- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
26機関・129,389人（行政機関別の内訳を記載）

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から6件の是正の求めがあり、当該省庁において求められたとおりに対応
- ・ 各議院の情報監視審査会における、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及びいわゆるサードパーティ・ルールに関する調査に対し説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における政府に対する意見について、対応方針等を説明
- ・ 参議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における政府に対する要改善・指摘事項について、今後真摯に検討した上で説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

8 有識者からの意見

（出典）内閣官房資料

(資料19)「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定) V 5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監(これを長とする情報保全監察室の職員を含む。)は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。

(1) 平成29年5月19日内閣総理大臣報告、公表分

平成29年5月19日、内閣府独立公文書管理監は、平成27年12月1日から平成29年3月31日までの間に内閣府独立公文書管理監等がとった措置の概要について、内閣総理大臣に報告し、公表した。そのポイントは次のとおりである。

本報告について

- ・ 報告対象活動期間は、平成27年12月1日から平成29年3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 平成28年4月に内閣保全監視委員会へ意見を述べ、同年8月に防衛省に是正を求め、警察庁、外務省及び防衛省において指定計5件が解除された。
 - ・ それ以外の105件の指定を適正と認めた。
 - ・ 平成28年8月に2件、29年3月に1件について、それぞれ指摘した。
 - ・ 平成28年8月に、対象情報の記述変更1件について是正を求めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除
 - ・ 有効期間の延長1件、解除4件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 平成28年8月に特定秘密の表示1件について是正を求めた。
 - ・ それ以外の確認済みの特定秘密の記録とその表示を適正と認めた。
 - ・ 平成28年8月に表示方法等について内閣保全監視委員会へ意見を述べた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 9の行政機関(11部署)による特定行政文書ファイル等の保存を適正と認めた。

- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 防衛省 6 件及び経済産業省 3 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：170回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：507件

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出典) 内閣府資料

(2) 平成30年 6月22日内閣総理大臣報告、公表分

平成30年 6月22日、内閣府独立公文書管理監は、平成29年度に内閣府独立公文書管理監等がとった措置の概要について、内閣総理大臣に報告し、公表した。そのポイントは次のとおりである。

本報告について

- ・ 報告対象期間は、平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 平成29年中に指定された39件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の指定の解除
 - ・ 解除 6 件及び一部解除 3 件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 平成30年 3月に特定秘密の記録とその表示 1 件について是正を求めた。
 - ・ それ以外の42部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 平成30年 3月に特定行政文書ファイル等の保存 2 件について是正を求めた。
 - ・ それ以外の41部署による保存を適正と認めた。
 - ・ 平成30年 3月に特定行政文書ファイル等の保存 2 件について指摘した。

- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 経済産業省 1 件、防衛省33件及び防衛装備庁 2 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：99回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：644件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ1,669件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出典) 内閣府資料

(3) 令和元年 6 月 6 日内閣総理大臣報告、公表分

令和元年 6 月 6 日、内閣府独立公文書管理監は、平成30年度に内閣府独立公文書管理監等がとった措置の概要について、内閣総理大臣に報告し、公表した。そのポイントは次のとおりである。

本報告について

- ・ 報告対象期間は、平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 平成30年中に指定された35件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除
 - ・ 有効期間の延長 2 件、解除 1 件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 平成30年12月に 3 件、平成31年 3 月に 1 件、特定秘密の記録とその表示については是正を求めた。
 - ・ それ以外の36部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 42部署による保存を適正と認めた。
 - ・ 平成30年12月に特定行政文書ファイル等の保存 1 件について指摘した。

- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 経済産業省1件及び防衛省279件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 10部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：149回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：2,051件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ3,175件)

通報への対応

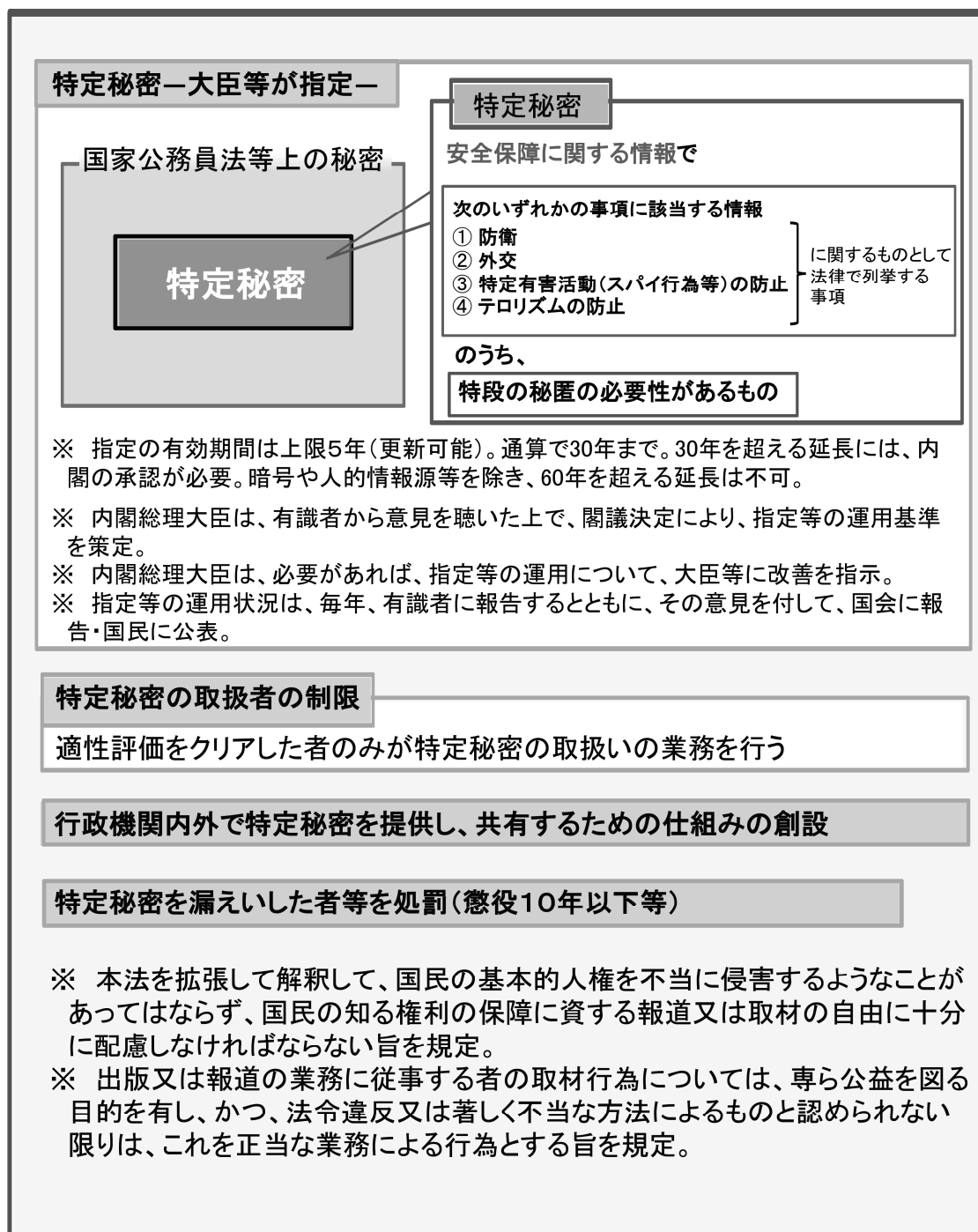
- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出典) 内閣府資料

(資料20) 特定秘密保護法のポイント



(出典) 内閣官房資料

(資料 21) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子

I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨
(法を统一的に運用し、特定秘密の漏えい防止・適正な運用を確保)
- 法の拡張解釈の禁止や知る権利、報道・取材の自由等の尊重
- 公文書管理法と情報公開法の適正な運用
- 特定秘密を取り扱う者等の責務
→特定秘密を取り扱う者は各種法令を遵守 等

II 特定秘密の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・ 別表該当性
(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)
 - ・ 非公知性
(現に不特定多数の人に知られていないか)
 - ・ 特段の秘匿の必要性
(漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- 法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指定を禁止
- 指定の具体的な手続 (例: 指定の理由の記述、表示・通知)
- 有効期間の設定基準 (例: 毎年策定する計画…2年等) 等

III 特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を30年を超えて延長する場合の指針
- 保存期間が満了した文書の取扱い
→指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館に移管 等

IV 適性評価の実施

- 基本的な考え方
(プライバシーの保護、法に規定された7項目以外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止、法の下での平等)
- 実施体制の確立 (例: 適性評価実施責任者の指名)
- 告知書(※)を交付し、同意書(※)の提出を受けて調査を実施
- 質問票(※)に本人が必要事項を記載
- 評価に当たっての基本的考え方・考慮要素
(個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断)
- 結果等の通知
- 苦情処理の具体的手続
- 適性評価に関する個人情報等の管理 等

(※)各書式は運用基準に別添

V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- 内閣保全監視委員会の設置とその事務内容
(内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府独立公文書管理監の事務内容
(特定秘密の指定等の検証・監察・是正)
- 不適切な特定秘密の指定等に関する通報制度の創設
- 内閣総理大臣や有識者、国会への報告の内容
(例: 過去1年間の指定件数等) 等

VI 本運用基準の見直し

- 特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合に見直すとともに、定期的、又は必要に応じ見直し、結果を公表

(出典) 内閣官房資料

(資料 22) 特定秘密保護法別表の事項の細目

別表	事項の細目	
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	<p>(a)【自衛隊の訓練又は演習】</p> <p>(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)]</p> <p>(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】</p> <p>b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p>
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。)]	
	二【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	<p>a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】</p> <p>b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】</p> <p>c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】</p>
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。ち及びりにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】	
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	
	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]	
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法】	<p>a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p>
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法】	<p>a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p>
	又【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	

別表	事項の細目	
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	<p>a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】</p> <p>(a)【国民の生命及び身体の保護】</p> <p>(b)【領域の保全】</p> <p>(c)【海洋、上空等における権益の確保】</p> <p>(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】</p> <p>b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】</p>
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは第2号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）】	<p>a【我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）】</p> <p>(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】</p> <p>(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】</p> <p>(c)【資産の移転の禁止又は制限】</p> <p>(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】</p> <p>(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】</p> <p>(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】</p> <p>b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】</p>
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）】	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】</p> <p>b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
	ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】	
	ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】	

別表	事項の細目		
<p>第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】</p>	<p>イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】</p>	<p>a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)]</p>	<p>(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】</p> <p>(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】</p> <p>(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】</p> <p>(d)【サイバー攻撃の防止】</p>
		<p>b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】</p>	
	<p>ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】</p>	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]</p>	<p>b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
		<p>ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】</p>	
	<p>ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]</p>		
<p>第4号 【テロリズムの防止に関する事項】</p>	<p>イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】</p>	<p>a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)]</p>	<p>(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】</p> <p>(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】</p> <p>(c)【サイバー攻撃の防止】</p>
	<p>ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】</p>	<p>b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】</p> <p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>	
		<p>ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】</p>	
	<p>ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]</p>		

(出典) 令和元年6月7日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(58、60、62頁)より作成

(資料 23) 関連年表

○…参議院に関するもの

◇…政府に関するもの

年 月 日	事 項
平成25(2013)年 12. 6	○参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立
平成26(2014)年 6. 20 10. 14 12. 10	○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程案が可決・成立 ◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定 ◇特定秘密保護法施行 ※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月1日施行 ◇特定秘密保護法施行令施行 ○改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行 ◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置
平成27(2015)年 3. 25 3. 30 6. 22 9. 29 11. 26 12. 3 12. 17	○参議院本会議において情報監視審査会委員8名を選任 石井準一君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、末松信介君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新） ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ○平成27年度参議院海外派遣重要事項調査第1班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査（～10.7） 派遣議員：金子原二郎君（団長・自民）、石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新） ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） ○参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
平成28(2016)年 1. 4 3. 30 4. 6 4. 26	○参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員2名を選任 辞任：末松信介君（自民）、儀間光男君（維新） 補欠：猪口邦子君（自民）、仁比聡平君（共産） ○参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出 ○参議院本会議において、金子会長が平成27年年次報告書の概要等について報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告

	<p>7. 25 ○任期満了に伴い、情報監視審査会委員5名が欠員となる 任期満了の委員：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、大野元裕君（民進）、 藤本祐司君（民進）、荒木清寛君（公明）</p> <p>8. 1 ○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、欠員中の5名を併せ、新たに情報監視審査会委員8名を選任 辞任：石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、仁比聡平君（共産） 選任：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、 長谷川岳君（自民）、大野元裕君（民進）、神本美恵子君（民進）、 石川博崇君（公明）、仁比聡平君（共産）</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選</p> <p>8. 9 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>9. 26 ○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員3名を選任 辞任：金子原二郎君（自民）、長谷川岳君（自民）、神本美恵子君（民進） 補欠：佐藤正久君（自民）、中曽根弘文君（自民）、石橋通宏君（民進）</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選</p>
平成29(2017)年	<p>5. 19 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>6. 7 ○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出</p> <p>6. 9 ○参議院本会議において、中曽根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告</p> <p>8. 7 ○議長において情報監視審査会委員2名の辞任を許可 辞任：上月良祐君（自民）、佐藤正久君（自民）</p> <p>9. 28 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の2名を併せ、新たに情報監視審査会委員3名を選任 辞任：石川博崇君（公明） 補欠：阿達雅志君（自民）、井原巧君（自民）、山本香苗君（公明）</p>
平成30(2018)年	<p>3. 15 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>5. 11 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：石橋通宏君（立憲） 補欠：杉尾秀哉君（立憲）</p> <p>5. 18 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>6. 22 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>10. 4 ○議長において情報監視審査会委員1名の辞任を許可 辞任：阿達雅志君（自民）</p> <p>10. 24 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新たに情報監視審査会委員2名を選任 辞任：山本香苗君（公明） 補欠：江島潔君（自民）、谷合正明君（公明）</p>

	12. 6	○参議院情報監視審査会が平成29年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出
	12. 10	○参議院本会議において、中曽根会長が平成29年年次報告書の概要等について報告
	12. 11	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
平成31(2019)年	1. 28	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：仁比聡平君（共産） 補欠：石井章君（維希）
	2. 14	○参議院情報監視審査会が内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
	3. 5	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
令和元年	6. 6	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	6. 7	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
	6. 19	○参議院情報監視審査会が公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う。
	7. 28	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員1名が欠員となる 任期満了の委員：井原巧君（自民）
	8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員7名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新たに情報監視審査会委員8名を選任 辞任：猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、中曽根弘文君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、大野元裕君（民主）、石井章君（維新） 選任：猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、中曽根弘文君（自民）、堀井巖君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、大野元裕君（民主）、清水貴之君（維新） ○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選
	8. 5	○参議院本会議において大野元裕君（民主）の議員辞職が許可され、情報監視審査会委員1名が欠員となる。新たに情報監視審査会委員1名を選任 補欠：浜口誠君（民主）

〔関連条文〕

○国会法（昭22法79）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第5章 委員会及び委員

第52条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

- ② 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。
- ③ 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第5章の2 参議院の調査会

第54条の4 調査会については、第20条、第47条第1項、第2項及び第4項、第48条から第50条の2まで、第51条第1項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第2項並びに第124条の規定を準用する。

第6章 会議

第62条 各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第63条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第7章 国務大臣等の出席等

第69条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

- ② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第70条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第71条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

- ② 最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第11章の4 情報監視審査会

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。

第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ② 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用に

については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

- ③ 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ④ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑤ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

- ② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

- ② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
- ③ 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

- ④ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

- ⑤ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

- ⑥ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密

の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

⑦ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章 議院と国民及び官庁との関係

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章 懲罰

第121条 （略）

② 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

③ （略）

附 則（国会法等の一部を改正する法律）（平成26年法律第86号）

1・2 （略）

（検討）

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第1条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

② 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

④ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第5条の2 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第1条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第2項の規定により理由を疎明して同条第1項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第1項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第5条の3 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提

出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ③ 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の3第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- ④ 行政機関の長が第2項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑤ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑥ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。
- ⑦ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第5条第1項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。
- ⑧ 第4項から第6項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第4項及び第5項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第6項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。
- ⑨ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。
- 第5条の4 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 第5条の5 第1条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第7章 委員会

第1節 通則

第37条 委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第38条 （略）

② 委員の3分の1以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

③ 委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。

第42条の2 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国务大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

第42条の3 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

② 委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

第43条 委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席して、発言することができる。

第5節 特別委員会

第80条 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。

② 委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

③ 特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章 会議録

第156条 会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。

第157条 国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。

第158条 発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後5時まで、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とする。

② 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いず、議院に諮りこれを決する。

第13章 国民及び官庁との関係

第180条の2 （略）

② 委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。

第181条 委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第181条の3 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

② 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

③ 第1項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第1項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第186条 委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聴くことができる。

② 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

第17章 傍聴

第224条 議長は、必要と認めたときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

第225条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第226条 議長は、取締のため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

第227条 傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

第228条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第229条 傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第230条 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第18章 懲罰

第234条 会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託する。

第236条 国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

② 秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

第237条 委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決、令和元年6月26日改正）

（設置の趣旨）

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。
（会長）

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第38条第2項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第3項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（情報監視審査室）

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

（表決）

第13条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第1項の規定を準用する。

(特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第19条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第180条の2第2項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密の提出又は提示)

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(勧告)

第21条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第237条の規定は、前2項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

(特定秘密の保管)

第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。)をすることができる。

2 前項の規定は、第31条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第29条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第1項の事務局に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、各議員には提供しない。

5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6 参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。

第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、次条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(事務局)

第31条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第32条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第33条 参議院規則第37条、第42条の2から第43条まで、第181条、第186条及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）

(趣旨)

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密という。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

2 審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

(審査会に提出がされた特定秘密の保護措置)

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）又は通知であつて、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内とするもの

(2) 審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

(3) 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限

(4) 審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育

- (5) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
 - (6) 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
 - (7) 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
 - (8) 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第5条に規定する特定秘密文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
 - (9) 特定秘密の保護の状況の検査
 - (10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
 - (11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置
（議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置）
- 第3条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。
（会長への委任）

第4条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本件は、平成27年6月17日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定、平成30年12月6日改正）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 特定秘密の提出等（第5条—第12条）
- 第3章 提出特定秘密の取扱い
 - 第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備（第13条—第19条）
 - 第2節 特定秘密文書等の作成等（第20条・第21条）
 - 第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条—第28条）
 - 第4節 特定秘密文書等の保管等（第29条—第32条）
 - 第5節 検査（第33条）
 - 第6節 紛失時等の措置（第34条）
- 第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置（第35条）
- 第5章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（特定秘密の保護に関する業務の管理）

第2条 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をい

う。以下同じ。)の保護に関する業務は、審査会の会長(以下「会長」という。)の命を受けて、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が管理する。

- 2 事務局長は、その管理する特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員(これを「臨時代行職員」という。)を、審査会の事務局(以下「事務局」という。)の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

(職員の範囲の制限)

第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員(以下「特定秘密知得職員」という。)の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

- 2 事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教育)

第4条 事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

- 2 前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
- 3 事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の提出等

(特定秘密の提出等の記録)

第5条 事務局長は、審査会が国会法(昭和22年法律第79号)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。)の規定により調査又は審査のため提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密(以下「提出特定秘密」という。)について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第16条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

- 2 提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。
- 3 提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

(特定秘密の表示等)

第6条 事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第2項第1号により特定秘密表示(特定秘密保護法施行令第5条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。)がされているものを除く。)に、特定秘密表示をするものとする。

- 2 特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押

印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

3 特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

4 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

5 第2項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

6 前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、前項本文の規定による表示をすることを要しない。

7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第8条第1項第2号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

(2) 提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第8条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第9条第1号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間

が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないように配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。
(指定の解除に伴う措置)

第9条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第11条第1項第2号口の規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。
 - (2) 提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。
- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(特定秘密表示の抹消)

第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定有効期間満了表示)

第11条 第7条第1項第1号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み

替えるものとする。

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備

(立入制限)

第13条 事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第3項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定）1（2）に規定する委員等関係者（同対応要領2（2）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「特定秘密の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(衛視による措置の要請)

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2項及び前条第2項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第16条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第2項及び第4項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。
- 4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長

の定めるところにより行うものとする。

(提出特定秘密の保護のための施設設備)

第18条 事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

- 2 事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。
- 4 特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第19条 事務局長は、特定秘密文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。)、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「特定秘密文書等管理簿」という。)を備えるものとする。

- 2 事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条において同じ。)、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。
- 3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 特定秘密文書等の作成等

(特定秘密文書等の作成)

第20条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第21条 事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示(第6条第3項の規定による記載をしている場合は当該記載)の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

(閲覧の承認等)

第22条 参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

- 2 会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者から記名押印を得るなど閲覧の記録を残すものとする。
- 3 特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。
- 4 特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

(返却の承認)

第23条 提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

(運搬の方法)

第24条 提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

- 2 前項の規定によることができないとき又は不相当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(返却の方法等)

第25条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者から記名押印を得るなど返却の記録を残すものとする。

- 2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 3 特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第26条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第27条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の接受)

第28条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 特定秘密文書等の保管等

(特定秘密文書等の保管)

第29条 特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。
(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第30条 事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

2 特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。
(廃棄)

第31条 特定秘密文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2 行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。
(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

第34条 事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

(2) 特定秘密知得職員以外の職員 当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

(3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう

要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条 行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 補則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則（平成30年12月6日）

本件は、平成30年12月6日から施行する。

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正）

（趣旨）

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

- 2 審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法（昭和22年法律第79号）及び参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

（速記、校閲及び編集）

第2条 審査会の会議録（議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。）を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が、情報監視審査室（以下「審査室」という。）において行わなければならない。

（会議の音声の録音）

第3条 事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

（発言の取消し）

第4条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における発言中に不穏当な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めたときは、審査会の委員、審査会において発言した者（以下「発言者」という。）及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。
- 3 前項の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記させてはならない。
- 4 審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。
- 5 前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必

要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。

(発言の訂正)

第5条 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後5時までに、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

2 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。

3 前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

(会議録の原本の作成)

第6条 審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

(会議録への署名)

第7条 審査会規程第29条第2項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

(会議録の保存等)

第8条 審査会の会議録及び会議録データ（会議録の内容を記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

2 前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(会議録関係文書等の保管、廃棄等)

第9条 審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

2 前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(閲覧)

第10条 審査会規程第30条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員（当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

3 第1項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

(会議録の副本)

第10条の2 審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるとき

は、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

- 2 副本には、副本である旨を表示する。
- 3 審査会の会議録の原本に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。）である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。
- 4 副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。
- 5 副本（副本の会議録データを含む。）は、必要ないものと会長が認めるときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

（未定稿会議録）

第10条の3 審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録（審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。）1部を作成する。

- 2 未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。
- 3 未定稿会議録の閲覧については、第4条第2項及び第5条第2項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。
- 4 未定稿会議録（未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。）は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。
- 5 未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

（特定秘密を含む会議録等の取扱い）

第11条 審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データ（以下この条において「審査会の会議録等」という。）が行政機関の長から審査会に提出され、又は提示された特定秘密を含む特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第5条に規定する特定秘密文書等をいう。）である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）に定めるところによる。

（傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等）

第12条 議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第1条第2項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

（会長への委任）

第13条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 本件は、平成27年6月17日から施行する。
（本件施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等）
- 2 第8条から第13条までの規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の保

存、閲覧等にも適用する。

附 則（平成28年3月11日）

（施行期日）

- 1 本件は、平成28年3月11日から施行する。
（本件施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等）
- 2 本件による改正後の参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件第10条の2及び第10条の3の規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等及び本件の施行の日において会議録の閲覧が可能となっていない審査会の未定稿会議録の作成等にも適用する。

○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領 （平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正）

- 1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出（情報公開法上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限る。）を参考にするなどし、審査会の事務局（以下「事務局」という。）が案を作成するものとする。
- 2 1により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。
 - （1）確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。
 - （2）会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査室で行うこと。
 - （3）確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限って会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。
 - （4）事務局は、確認を行った政府職員から署名押印を得るなど、該当部分について政府側の確認があった旨の記録を作成すること。
- 3 会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、1により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。
- 4 この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から実施する。

附 則（平成28年3月11日）

この要領は、平成28年3月11日から実施する。

○秘密保全の「申合せ」（平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

- 1 会議の内容の非公表
 - （1）参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）及び審査会の委員（以下「委員」という。）は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を

決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。

- (2) 会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。
- (3) 会長が会議の概要を公表するときは、(1) 及び (2) に従って行わなければならない。

2 要保秘文書の取扱い

- (1) 要保秘文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。

ア 審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書（特定秘密又は情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。）

イ 傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ

- (2) 保管等

ア 要保秘文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、(1) イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。

イ アの保管場所の鍵は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。

- (3) 閲覧

要保秘文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内（(1) イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。）で行わなければならない。

- (4) 複製・転記の禁止

要保秘文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

- (5) 廃棄

要保秘文書の廃棄は、当該要保秘文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

- (6) 指定の解除

ア 会長は、(1) アの要保秘文書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘文書の指定を解除するものとする。

イ 委員は、理由を示して、会長がアによって(1) アの要保秘文書の指定を解除するよう求めることができる。

3 参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

4 事案発生時の対処

- (1) 要保秘文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他(1) ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。

- (2) (1) に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局

の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

- ※ 1 会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。
- 2 会長は、参議院情報監視審査会規程第4条第2項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

○不開示情報の「申合せ」（平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

- 1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。）が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。
- 3 当該情報が内容に含まれる文書等（電磁的記録を含む。）の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ（平成29年8月31日参議院議院運営委員会理事会合意）

委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合には、以下の保全措置を講ずることとする。

一、当該委員会は情報監視審査会の協力を求め、情報監視審査室を使用し、出席する職員についても情報監視審査会事務局職員が兼務することとする。

一、当該委員会室への携帯型情報通信・記録機器の持込みは禁止する。

一、当該委員会は秘密会とし、委員以外の議員の傍聴は認めないこととする。

なお、特に秘密を要する部分については、配付する会議録に掲載しない旨の決議を行うものとする。

一、当該委員会は、決議その他の適当な方法により、提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを表明するものとする。

一、当該委員会に出席する委員が特定秘密に関する情報についてメモを取ることを禁止する。また、特定秘密に関する資料については、全て回収するものとする。

一、当該委員会出席者の名簿を作成し、入退室を記録する。

一、上記のほか、必要に応じてその他の情報監視審査会の協力を求める等、当該委員会は追加的な保全措置を講ずることができる。

なお、当該委員会に出席する委員は、情報監視審査室の場所、仕様等について、他に漏らさないものとする。

○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定）

1 総則

(1) 目的

この要領は、情報監視審査室を使用して、委員会又は調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）第104条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、その内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を含む報告又は記録の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を受け又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言若しくは特定秘密である情報を記録する書類の提出（以下「特定秘密の提出又は証言」という。）を受けられる場合における、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の管理区域（以下「管理区域」という。）に入場する委員等関係者への対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 委員等関係者

この要領において、委員等関係者とは、次に掲げる者をいう。

- ア 委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）及び委員
- イ 国務大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人、国会法第72条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により委員会等に出席説明をする者及び委員会等が出席を求めた政府参考人並びにこれらの者に随行する政府等の職員
- ウ 委員会等が出頭を求めた証人及びその補佐人
- エ 委員会等が出席を求めた参考人
- オ 委員会等の事務を行う職員
- カ その他委員長等が委員会等の運営上特に出席、随行又は陪席の必要があると認められた者

2 委員長等による申請等

(1) 審査会の会長（以下「会長」という。）は、委員会等の委員長等より、当該委員会等が特定秘密の提出又は証言を受けるために情報監視審査室を使用したい旨の通知を受けた場合には、あらかじめ、当該委員長等に対し、次に掲げる事項を申請するよう求めるものとする。

- ア 情報監視審査室を使用する日時及びその目的
- イ 情報監視審査室に入室しようとする委員等関係者に係る次に掲げる事項
 - (ア) 1 (2) アに掲げる者については、その氏名、振り仮名及び所属会派
 - (イ) 1 (2) イに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日並びに性別
 - (ウ) 1 (2) ウ、エ及びカに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日、性別、住所、使用している電話の番号並びに委員会等への出席又は管理区域への入場を要する理由
 - (エ) 1 (2) オに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属及びその所属に

おける地位

ウ 委員会等が特定秘密の提出又は証言を受ける場合における当該特定秘密の保護のために委員会等が講ずる措置の内容

エ 審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼさないために委員会等が講ずる措置の内容

(2) 会長は、(1)の申請の内容より、次に掲げる要件を満たすものと認めるときは、申請の対象となる委員会等による情報監視審査室の使用及び委員等関係者の管理区域への入場を許可し、その旨を(1)の申請を行った委員長等に対して通知するものとする。

ア (1)の申請に係る委員等関係者の情報監視審査室への入室が必要であること。

イ 委員会等が講ずる(1)エの措置が適切であること。

ウ その他審査会の調査又は審査及び管理区域の管理に支障がないこと。

(3) 会長は、(1)の申請の内容について、(2)アからウまでの要件の一部又は全部を満たさないおそれがあると認めるときは、(1)の申請を行った委員長等に対して、その旨を理由を付して通知するとともに、申請の内容を変更するよう求めるものとする。

(4) 会長は、(2)の許可に基づき管理区域に入場した委員等関係者について、審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼしていると認めるとき又は(2)アからウまでの要件の一部又は全部を満たさなくなったと認めるときは、当該委員等関係者の管理区域への入場に係る許可を取り消すものとする。

3 応接対応者の指定等

(1) 審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)は、委員等関係者について、審査会の事務局の職員のうちから、応接に適切な職員を応接対応者として指名しなければならない。応接対応者が複数の場合には、そのうちの1名を応接責任者として指名するものとする。

(2) 応接対応者は、参議院情報監視審査会ICカード管理運用要領の規定により、委員等関係者に対する臨時ICカードの貸与等に必要な事務を行うものとする。

4 特例

事務局長は、委員会等を開会する際の実情に応じて、この要領に規定するもののほか、必要な事項を委員等関係者に対し要請又は指示することができる。ただし、できる限り、この要領に準ずるものとする。

5 準用

委員会等の委員長等より、当該委員会等に提出され、審査会において保管されている特定秘密の閲覧、当該委員会等の会議録の作成その他これらに準ずることを目的として委員等関係者が情報監視審査室を使用したい旨の通知があった場合の対応については、この要領の例に準ずるものとする。

6 その他

この要領を実施するために必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年12月6日から実施する。

○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等（第3条－第5条）

第2節 検査（第6条）

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置（第7条・第8条）

第3章 その他（第9条－第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、委員会又は調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）（以下「委員会等提出特定秘密」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（委員会等提出特定秘密の保護に関する業務の管理）

第2条 委員会等提出特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する委員会等提出特定秘密文書等（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第5条に規定する特定秘密文書等をいう。）のうち、委員会等提出特定秘密に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等

（委員会等提出特定秘密文書等の保管）

第3条 委員会等提出特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 委員会等提出特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 委員会等提出特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等（委員長又は調査会会長をいう。以下同じ。）の申出に

基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。
- 5 前各項の規定によることができない場合における委員会等提出特定秘密文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。

第4条 委員会等提出特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 2 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。
- 3 委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定。次条第1項において「審査会特定秘密保護要綱」という。）第29条第2項に規定する特定秘密文書等保管管理簿（次条第2項において「審査会特定秘密文書等保管管理簿」という。）の様式に準ずるものとする。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、委員会等提出特定秘密文書等の保管場所の細目について準用する。

（委員会等提出特定秘密文書等の分別管理等）

第5条 委員会等提出特定秘密文書等の保管に当たっては、委員会等提出特定秘密の適切な保護のため、審査会特定秘密保護要綱第5条第1項に規定する提出特定秘密に係る特定秘密文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等と分別して管理するものとする。

- 2 前条第2項の規定により作成する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿は、審査会特定秘密文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。

第2節 検査

第6条 事務局長は、委員会等提出特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

- 2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 前2項の検査においては、委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第1項及び第2項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置

（緊急事態に際しての廃棄）

第7条 委員会等提出特定秘密文書等の奪取その他委員会等提出特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認め

られる場合における焼却、破砕その他の方法による当該委員会等提出特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、委員会等提出特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出特定秘密文書等の概要、委員会等提出特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第1項の委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

(紛失時等の措置)

第8条 事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出特定秘密文書等の紛失、委員会等提出特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事務局の職員 当該事故の内容を事務局長に報告すること。

(2) 事務局長 当該事故の内容を会長に報告すること。

- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に関係する委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3章 その他

(特定秘密の保護措置への支障等を防ぐための措置)

第9条 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる特定秘密の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出特定秘密の保護に関する業務(第7条及び第8条の措置を講ずる場合を除く。)を行うときには、当該委員会等提出特定秘密の漏えいを防ぐため、国会法第104条の3(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)、議院証言法第5条の5又は参議院規則第181条の3第3項において準用する同条第2項(同規則第80条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該委員会等提出特定秘密を利用し、又は知ることができるものとされ、若しくは閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

(準用等)

第10条 この要綱の規定は、委員会等が作成した特定秘密文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

- 2 委員会等がその審査又は調査において提出を受けた報告又は記録若しくは委員会等が作成した文書その他これに類するもの(特定秘密文書等を除く。)のうち、不開示情報(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報をいう。)を含むことその他の理由により当該委員会等の委員長等が秘密保全を要するものと認めたもので、かつ、会長が指定したもの(次項において「委員会等要管理文書等」という。)の取扱いは、委員会等提出特定秘密文書等の取扱いに準じて行うものとする。
- 3 前2項の会長による指定は、第1項の特定秘密文書等を作成した委員会等又は前項の

委員会等要管理文書等に係る委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。
(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出特定秘密その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の委員長等の協議を経て、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

第2章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合にお

いて、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 (略)

(指定の有効期間及び解除)

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第7条第1項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該

都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 (略)

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第8条第1項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

5・6 (略)

第3章 特定秘密の提供

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 (略)

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第9条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イ

に掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ （略）

二～四 （略）

2・3 （略）

第4章 特定秘密の取扱者の制限

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があつた者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長

二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第5章 適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務

を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2～4 （略）

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
 - 二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
 - 三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かななければならない。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

(関係行政機関の協力)

第20条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定

により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

第7章 罰則

第23条 (略)

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3～5 (略)

附 則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密(附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。))とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

(指定及び解除の適正の確保)

第9条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第10条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第3条、第5条―第9条関係)

(略)¹

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）

第2章 特定秘密の指定等

第1節 特定秘密の指定

（法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第3条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第2条第1号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長
- 二 法第2条第1号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院
- 三 （略）

（指定に関する記録の作成）

第4条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（特定秘密の表示の方法）

第5条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することがで

¹ 別表の概要は、資料22参照。

きるようにすること。

- 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第1様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

第2節 指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第8条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
 - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者
 - ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 （略）

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第9条 行政機関の長は、法第4条第2項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。
 - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者
 - ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第4条第4項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

（指定の解除に伴う措置）

第11条 行政機関の長は、法第4条第7項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知す

ること。

イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者

ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 (略)

第3章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第16条 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。）。
- ・ 公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）。
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。）。

行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】²

(略)

【別表第2号（外交に関する事項）】

(略)

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

(略)

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

(略)

(2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表

² 別表第1号から第4号の概要は、資料22参照。

されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

(3) 特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞る

など我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。

イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

ウ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

(4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。

(5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する

業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述するものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

(1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあつては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあつては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）
- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあつては、当該国の指導者の任期（4年等）

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

(2) 行政機関の長は、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。

5 指定に関する関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

1 指定の有効期間の満了及び延長

(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき

イ 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき

ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき

エ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 これらのものを使用しなくなったとき

オ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき

(2)・(3) (略)

(4) 通じて30年を超えて延長する場合

特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとする。

(2)～(4) (略)

3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い

(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密

ア 行政機関の長は、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかったときは、特定秘密保護法第4条第6項の規定により、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管する。

イ 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。

ウ 行政機関の長は、イの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

(3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をい

う。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。5(1)ア(エ)及び(オ)において同じ。)のうち特定秘密である情報を記録するもの(以下「特定行政文書ファイル等」という。)の管理の適正の確保に関する事務を行う。

(4) (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監(内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。)は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることが出来る。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者(以下「取扱業務者等」という。)が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

- (オ) (略)
- (カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。
- (イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(ウ) (略)

- (エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。
- (オ) 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。
- (カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(エ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。
- (キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。
- (ク) 行政機関の長は、(キ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ケ) (略)

(3) 通報者の保護等

ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業員である場合にあつては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

る。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

エ (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数(Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあつては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存

する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、定期的に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。なお、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合には、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）

第2章 行政文書の開示

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定す

る独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。)若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○公文書等の管理に関する法律(平21法66)(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書

等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 (略)

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7・8 (略)

第2章 行政文書の管理

第2節 行政文書の整理等

(整理)

第5条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第4項、次条第3項、第10条第3項、第30条及び第31条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。